

## 令和7年第4回（9月）上越市議会定例会

### 総務常任委員会資料【所管事務調査】

上越市公共施設等総合管理計画に基づく取組について

【施設管理の適正化】		
指定管理者制度の運用の見直しについて	・・・	1～2
「指定管理者制度の運用に関する基本方針」の見直し内容について	・・・	別冊
【受益者負担の適正化】		
公の施設の使用料等の見直しについて	・・・	3～7

所管委員会	総務常任委員会
提出課	資産活用課

## 指定管理者制度の運用の見直しについて

### 1 見直しの背景

- ・ 公の施設の管理運営主体については、公共性の確保の観点から公共的団体などに限られていました（管理委託制度）が、地方自治法の一部を改正する法律が平成 15 年 9 月に施行され、民間事業者など幅広い団体が管理を代行することが可能となりました。
- ・ 市では、この間、平成 17 年 3 月に策定した「導入計画と選定方針」、平成 20 年 3 月に策定した「指定管理者制度に関する基本方針」及び適宜発出する「通知」に基づき指定管理者制度を運用しており、一時最大 200 施設を超えていましたが、令和 7 年 4 月時点では 75 施設となっています。
- ・ 一方、社会経済情勢の変化を踏まえ、導入施設の見直しや競争性の確保など、対応すべき課題が発生しているほか、令和 6 年 4 月に総務省から「指定管理者制度等の運用の留意事項について」の通知があり、市でも指定管理者制度の運用の見直しに向けた取組を進めてきたところです。

### 2 制度運用の検証

#### (1) 検証フロー

時期	取組
R6. 10～11	施設所管課、指定管理者による検証 制度所管課が運用面（協定書、仕様書、リスク分担、実績報告、モニタリング、評価等）、制度面（導入施設、募集、指定期間、指定管理料等）について、見直しが必要な項目と内容を整理し、施設所管課と指定管理者に対し、アンケート調査を実施
R6. 12～	制度所管課による検証と制度運用の見直し（案）の検討
R7. 1	専門家（第三セクター評価委員会）による検証と制度運用の見直し（案）の精査
R7. 2～	制度所管課による制度運用の見直し（案）の検討
R7. 4	施設所管課と指定管理者による制度運用の見直し（案）の検討
	専門家（弁護士、公認会計士）による制度運用の見直し（案）の精査
R7. 5～	制度所管課による「リージョンプラザ上越等の指定管理業務に関する調査結果及び対応について」との調整

#### (2) 総務省通知の概要（令和 6 年 4 月 1 日付け総務省自治行政局行政経営支援室長）

- ・ 指定管理者の指定に関し、応募団体の少なさや一者のみの応募が多いことから、多くの事業者が参加できる対応が必要である。
- ・ 適正な指定管理料の設定やコスト等の上昇への対応が必要である。
- ・ 指定管理者に対する労働法令遵守のあり方に関し、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう留意することが必要である。

#### (3) 他地方自治体の見直し事例

- ・ 北九州市：性能発注の徹底、新規参入を支援する相談体制の構築
- ・ 横浜市：賃金水準の変動への対応、本部事務経費の考え方の明記
- ・ 熊本市：自主事業の考え方の明記、物価高騰等に伴うリスク分担の整理

### 3 見直し内容（案） ※詳細は別冊を参照

#### (1) 競争性の確保

課題：随意契約が多い、公募でも一者しか提案がなく長年同じ指定管理者となっている など

- ① 公募期間の長期化（1か月→最低2か月）
- ② 指定管理期間の長期化（原則5年の徹底、実績良好な場合は次回公募せず1期に限り再指定）
- ③ 指定管理料の算定方法の見直し（基準額算定ルールの見直しによる適正利益の確保）
- ④ リスク分担の見直し（物価高騰等を考慮、毎年度の協定締結も可能）
- ⑤ 新規参入への支援（早期情報発信、相談窓口の設置）

#### (2) 施設の更なる利活用

課題：施設の設置目的が未達成、利用者数が減少、民間事業者の経験・ノウハウをいかしきれていない など

- ⑥ 仕様書の見直し（仕様書発注から性能発注へ）
- ⑦ 施設課題の解決（施設課題を提示し解決策の提案を受ける。）
- ⑧ 自主事業の取組支援（積極的な自主事業の取組推進）

#### (3) 管理運営の適正化

課題：導入施設の見直し、指定管理者のモニタリングの見直し など

- ⑨ 指定管理者制度の導入施設の見直し（制度の導入効果が見込める施設に導入）
- ⑩ 利用料金の見直し（指定管理者からの提案による利用料金の見直し）
- ⑪ 指定管理者の選定方法の見直し（原則指定管理者選定委員会での審査を必須化）
- ⑫ 指定管理者のモニタリングの強化（市のチェック体制の強化、コンプライアンスの遵守）

#### (4) その他、運用上の見直し

- ・ 報告書の提出時期や内容は、施設の規模や特性等に応じて、別に定めることも可能とする（年度の実績報告書の提出期限の変更は条例改正が必要）。特に収支計画書や収支実績報告書における、間接経費を含む記載内容・方法を明確化する。
- ・ 実績報告書等において指定管理者の経営努力の取組を把握する。
- ・ 施設管理を担当する市職員の資質向上を図るため、制度運用に関する研修会を開催する。
- ・ 指定管理業務の事業効果を高めるため、施設所管課は指定管理者との定期的な意見交換の実施や情報共有等の取組を行っていく。
- ・ 修繕については、1件当たり10万円未満を指定管理者の修繕としているが、施設の規模や特性等に応じて、金額は別に定めることとする。

### 4 今後のスケジュール

時期	内容
R7.10～	必要に応じて総務常任委員会所管事務調査での審議
～R8.3	「指定管理者制度の運用に関する基本方針」の見直し内容確定及び見直し内容の周知
R8.4～	見直し後の基本方針に基づく運用の開始

# 公の施設の使用料等の見直しについて

## 1 使用料等の基本方針の策定について

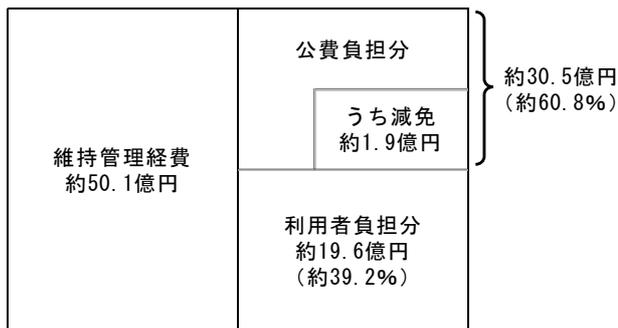
### (1) 基本方針の策定の理由

- これまでの使用料等の見直しは、平成 27 年 10 月の使用料等の見直し時に整理した受益者負担の適正化、施設の性能・サービス水準を踏まえた料金の設定、使用料収入の確保を基本的な考え方として取り組んできました。
- 具体的には、施設の維持管理に必要な費用（ランニングコスト）に基づく使用料の算定や、利用者の負担の過度な増加を防ぐため激変緩和措置として見直しの上限額の設定のほか、減免基準の見直しを行ってきました。
- 今回、使用料等の見直しを行うに当たり、施設の運営及び管理に係る費用は、施設利用者の使用料等で一部が賄われていますが、その大半は施設を利用しない人を含む市民全体の税により負担されていることから、受益と負担の公平性や公正性を確保し、市民から理解が得られる合理的な使用料等の設定を行うため、基本的な考え方を改めて整理し、統一的な方針を定めることとしました。

### (2) 使用料等の実態

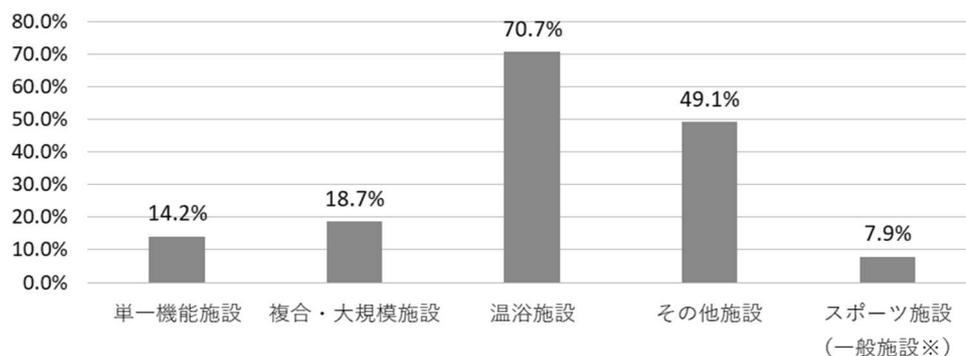
- 法令等で使用料等が徴収できない施設等を除く 184 施設の収支状況（令和 5 年度実績）においては、年間の維持管理経費に対する利用者負担の割合は約 39.2%にとどまっています。
- また、施設使用料の減免額は年間約 1.9 億円に上り、公費から負担しています。
- カテゴリー別受益者負担率では、温浴施設が約 70%であるのに対し、スポーツ施設（一般施設）では約 8%と偏りがあります。
- 今後の施設の老朽化による維持管理経費の増加や人口減少に伴う利用者数の減少を見据え、受益者負担の考え方を再考する必要があります。

### 【公の施設の収支状況※】



※スポーツ施設、貸館施設、観光施設など 184 施設が対象  
法令等の規制や不特定多数の利用者が利用する小・中学校や幼稚園、養護老人ホーム、公園等を除く。

### 【カテゴリー別受益者負担率】



※一般的な体育館、野球場など。リージョンプラザ上越などの拠点施設等を除く。

## 2 「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」（案）の概要

基本的な考え方は、平成 27 年 10 月の見直し時と同様です。

### (1) 使用料等算定の基本方針

#### ア 受益者負担の原則

公の施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図る必要があります。

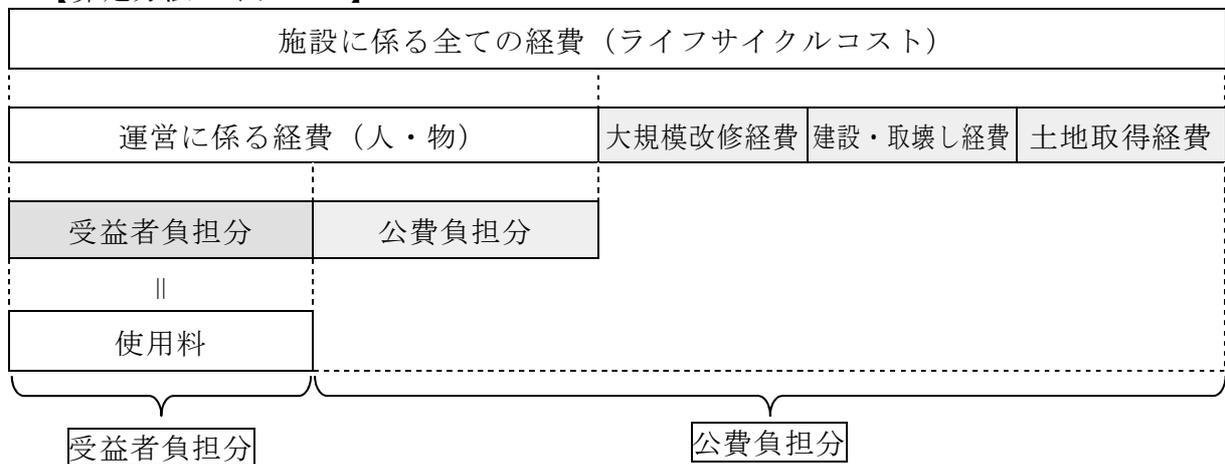
このため、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平を図る観点から、公の施設の運営に係る対価として、受益者から使用料等を負担していただいております。受益の範囲内において料金を設定しています。

#### イ 算定方法の明確化

公の施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とします。

また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公の施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類ごとの受益者負担割合を設定します。

#### 【算定方法のイメージ】



#### ウ 経費削減に向けた取組と使用料等の見直し

適正な受益者負担を求めるために、公の施設の適正配置（統廃合や機能集約など）や適正管理（開館時間や休館日設定の適正化など）による経費削減に向けた不断の取組によりコスト削減を図ります。

### (2) 対象施設

対象施設は、地方自治法第 244 条における公の施設のうち、使用料等を徴収している施設とします。ただし、法令等で使用料等が徴収できない施設（学校、図書館など）や他に基準額が存在する施設（保育園、図書館など）、占有料や目的外使用料（類するものを含む。）等については対象外とします。

### (3) 公の施設の性質分類と負担割合の設定

対象施設が提供するサービスの性質により、受益者負担の割合を設定することで、サービスの種類に応じた税負担と受益者負担の均衡を図ります。

#### ア 日常生活における必要性の程度（必需性）

日常生活を営む上で、必要不可欠なサービスを提供する施設（必需的な施設）は、市民の必要性が高く、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、生活の快適性の向上など、個人の意思で利用するサービスを提供

する施設（選択的な施設）は、公費（税）による負担が少なくてもよいサービスであると考えられます。

イ 民間における類似サービスの提供の程度（公益性）

民間では提供が難しいサービスを提供する施設や本市の魅力を広く伝える施設（公益的な施設）は、より多くの公費（税）を投入して、市民全体で支えるサービスであり、一方、民間でも同種・類似するサービスを提供する施設（私益的な施設）は市場代替性が高く、公費（税）による負担が少なくてもよいサービスであると考えられます。

ウ 受益者負担割合

サービスの性質である「必需性（選択性）」、「公益性（私益性）」について9分類した上で、受益者負担割合については5段階に区分します。

【標準的な受益者負担割合と主な施設・機能例】

受益者負担割合は標準的な例であり、実際の割合は、施設の事情等（老朽化や立地など）を踏まえ決定します。

提供 する サー ビス の 必 需 性 ( 選 択 性 )	必需的	受益者負担：50%	受益者負担：25%	受益者負担：0% 学校、保育園、図書館、公園、コミュニティプラザ、児童館、保健センター
		受益者負担：75%	受益者負担：50% 貸館施設、スポーツ施設、ゲートボール場、高齢者交流施設、地区集会施設、生涯学習センター、公民館	受益者負担：25%
	選択的	受益者負担：100% 宿泊・日帰り温泉施設、観光施設、飲食施設、有料駐車場、博物館（水族博物館）	受益者負担：75% 交流宿泊施設、キャンプ場、産業関連・農林水産業振興施設	受益者負担：50% 博物館（その他）、文化歴史関係施設、学習施設、地域福祉拠点施設
		私益的	←→	公益的
提供するサービスの公益性（私益性）				

(4) 原価の考え方

公の施設の利用に伴う経費には、施設の維持管理・運営に係る経常的な経費（人件費を含む。）と、施設の整備に係る投資的な経費がありますが、使用料等を算定する原価には、投資的な経費を含まないこととします。なお、経常的な経費でも、受益者が特定されている経費は、原価には含まないこととします。

また、施設のカテゴリーごとに設備の充実度や経過年数等の付加価値に差がある場合は原価に価値補正を行うとともに、複合施設の場合については、利用する面積や時間などを基に合理的に原価を割り振り、それぞれの使用料を算定することとします。

(5) 算定方法

ア 占有利用施設（会議室、野球場、ホール等）

使用する面積に応じて、1室（面）当たりの原価から使用料を算定

$$\boxed{\text{原価}} \times \frac{\boxed{\text{使用貸室面積}}}{\boxed{\text{総貸室面積}}} \times \frac{\boxed{\text{利用時間}}}{\boxed{\text{年間利用可能時間}}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

イ 個人利用施設（入館料等）

大人一人1回当たりの使用料等を算定

$$\frac{\boxed{\text{原価}}}{\boxed{\text{年間利用者数}}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

(6) 使用料等の算定に当たり考慮すべき事項

ア 料金の調整等について

- ・ 各施設の設置経緯、社会状況の変化、公の施設に係る当市の行政計画や社会的要請を特別に考慮する必要がある場合には、他の類似施設の使用料等との均衡を考慮した上で、使用料等を調整することができるものとします。
- ・ 前項のほか、同種・類似サービスを提供する施設のグループ化や近隣の類似施設等との調整もできるものとします。

イ 市外在住者、営利営業上の利用による料金の上限設定について

- ・ 市外在住者：通常の使用料等の2倍
- ・ 営利営業上：通常の使用料等の3倍

ウ 使用料等、利用時間の単位について

- ・ 使用料等：原則100円単位
- ・ 利用時間：原則1時間単位としますが、施設によっては30分単位<sup>※</sup>での利用もできるものとします。

※ 30分単位で利用する場合の料金は1時間の使用料の半額

エ 激変緩和措置について

- ・ 原則、現行の使用料等の1.5倍を上限とし、段階的に見直しするものとします。

オ 定期的な見直しについて

- ・ 5年ごとに使用料等の見直しを行うこととします。

3 令和7年度の使用料等の見直しについて

(1) 使用料等の見直しを行う施設の考え方

近年のエネルギー価格高騰等の影響を受け、次に該当する公の施設の使用料等の見直しを行います。

- ・ エネルギー価格高騰等の影響（支出の増加）を大きく受けている施設
- ・ 民間事業者でも同種のサービスが提供されている施設
- ・ 使用料の設定において、受益者負担の割合が高い施設
- ・ 地域振興を目的に、主に市外や県外の利用者を想定している施設
- ・ 指定管理者から使用料の改定の要望がある施設

(2) 使用料等の見直し予定施設

次の 17 施設について、「公の施設における使用料等の算定に係る基本方針」に基づき算定した額を基本として、使用料等を見直す予定としています。

新たな使用料等について、令和 7 年 12 月定例会に条例改正議案を提案し、令和 8 年 4 月 1 日の施行を目指します。

また、これら以外の施設の使用料等及び減免基準についても見直しを検討し、令和 9 年 4 月の施行を目指します。

【令和 7 年 12 月定例会で条例改正、令和 8 年 4 月の施行を目指す施設】

用途	施設カテゴリー	施設名
観光・レクリエーション施設	観光施設	キューピットバレイスキー場
	日帰り温浴施設	吉川ゆったりの郷、大潟健康スポーツプラザ 鶉の浜人魚館、上越リゾートセンターくるみ 家族園
	宿泊温浴施設	ゆきだるま温泉久比岐野、牧湯の里深山荘、 柿崎マリンホテルハマナス、板倉保養センタ ー、うみてらす名立
	交流宿泊施設	大島庄屋の家、吉川スカイトピア遊ランド、 六夜山荘、月影の郷
	キャンプ場	菖蒲高原緑地休養広場、南葉高原キャンプ場
社会教育系施設	博物館・文化歴 史関係施設	上越市立水族博物館
公園施設	中規模公園	棚田動植物公園

4 今後のスケジュール

時期	内容
R7. 9～11	利用者への説明、地域協議会への説明、市ホームページ上での市民 向けアンケート調査の実施
R7. 12	総務常任委員会所管事務調査での審議、基本方針の策定、R7 年度使 用料等条例改正議案を提案
R7. 12～R8. 3	利用者等、市民への新使用料の周知
R8. 4～	新使用料等の適用開始